

苫小牧市役所エコオフィスプラン

【平成 22～26 年度】

制定	平成 23 年 4 月
改訂	平成 26 年 8 月（第 5 版）

苫小牧市

目次

第1章 基本事項.....	- 2 -
1. 目的.....	- 2 -
2. 計画期間.....	- 2 -
3. 対象範囲.....	- 2 -
4. 位置づけ.....	- 3 -
第2章 CO ₂ 排出状況及びエネルギー使用状況.....	- 4 -
1. 市役所の事務・事業におけるCO ₂ の排出状況.....	- 4 -
2. エネルギーの消費状況.....	- 5 -
第3章 削減目標（Plan）.....	- 6 -
1. CO ₂ 排出量の削減目標.....	- 6 -
2. エネルギー消費量の削減目標（各部）.....	- 6 -
第4章 推進体制（Do）.....	- 8 -
1. 管理組織.....	- 8 -
2. 推進組織（市長部局、教育委員会）.....	- 8 -
第5章 目標達成に向けた取組.....	- 10 -
1. 省エネルギー活動に関する取組.....	- 10 -
2. 物品の調達や使用に関する取組.....	- 10 -
3. 廃棄に関する取組.....	- 11 -
4. 建築物の建築、管理等に関する取組.....	- 11 -
5. 職員が業務以外で率先して行う取組.....	- 11 -
6. 市民への啓発に関する取組.....	- 11 -
第6章 管理標準.....	- 12 -
1. 管理標準の作成.....	- 12 -
2. 管理標準の実行.....	- 12 -
3. 施設内周知.....	- 12 -
4. 管理標準の見直し.....	- 12 -
第7章 点検・評価（Check）.....	- 13 -
1. エネルギー使用量の調査（毎月）.....	- 13 -
2. 温室効果ガス排出量およびエネルギー使用量の報告（4月）.....	- 13 -
3. 目標達成状況の評価と改善措置（5月）.....	- 13 -
第8章 処置・改善（Action）.....	- 14 -
1. エコオフィス企画推進会議（6月）.....	- 14 -
2. エコオフィス管理者会議（7月）.....	- 14 -
3. 各部による対策実施・予算化.....	- 14 -
4. 取組状況の調査.....	- 14 -
5. エコオフィスプランの見直し.....	- 14 -

1. 目的

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温暖化対策推進法」という。）に基づき、市の事務・事業から排出する温室効果ガスを率先して削減するため、平成15年3月に苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画（以下、「実行計画」という。）を策定し、職員一丸となって温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

こうした中、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」という。）の改正により、市及び市教育委員会は特定事業者の指定を受け、平成22年11月に、省エネ法に基づくエネルギー使用の合理化に関する取組方針（以下、「取組方針」という。）を策定し、エネルギー使用量の削減にも取り組んできました。

これまでの実行計画における温室効果ガス削減の取組は、省エネ法に基づくエネルギー使用量削減の取組と一致する部分が多いことから、実行計画と取組方針を一本化し、さらに環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの手法も取り入れた「苫小牧市役所エコオフィスプラン」を新たに策定し、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減を目指します。

2. 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とします。

3. 対象範囲

(1) 対象施設

市役所全施設の事務・事業を対象とします。（指定管理者制度導入施設も含めます。）

対象となる施設の一覧を、別表1及び別表2に示します。

(2) 対象エネルギー

エネルギー使用量の算定対象は、燃料（ガソリン、軽油、灯油、重油、天然ガス等）、他人から供給をされた熱及び電気とします。

(3) 対象ガス

温室効果ガスの算定対象は、エネルギー起源二酸化炭素（以下、「エネ起源CO₂」という。）及び非エネルギー起源二酸化炭素（以下、「非エネ起源CO₂」という。）とします。

なお、その他の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）については、排出量に占める割合が僅かなため、対象から除外します。

4. 位置づけ

本エコオフィスプランは、次の法律に基づく計画及び方針に位置づけます。

- ・ 温暖化対策推進法に基づく「実行計画（事務・事業編）」
- ・ 省エネ法に基づく「エネルギー使用の合理化に関する取組方針」

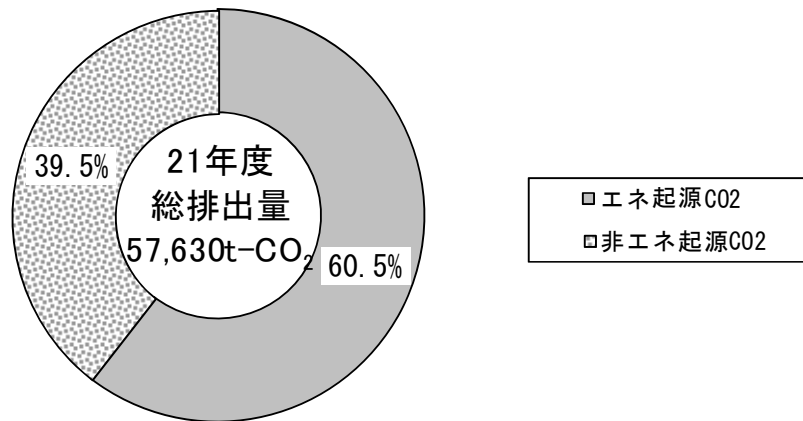
<参考> 温室効果ガス一覧

ガス種別		地球温暖化係数※	主な発生源・用途
二酸化炭素 (CO ₂)	エネ起源	1	化石燃料の燃焼など
	非エネ起源		廃棄物の焼却など
メタン (CH ₄)		21	下水処理、家畜のふん尿処理など
一酸化二窒素 (N ₂ O)		310	下水処理、廃棄物の焼却など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		140～11,700	自動車用エアコンの使用など
パーフルオロカーボン (PFC)		6,500～9,200	半導体の製造時の使用など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		23,900	変電設備の絶縁材として使用など

※ 地球温暖化係数 (Global Warming Potential) とは、各温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素の効果に換算するための係数です。

1. 市役所の事務・事業におけるCO₂の排出状況

平成21年度の市役所の事務・事業におけるCO₂の総排出量は57,630tとなっています。燃料の燃焼、電気の使用等に由来するエネ起源CO₂は、全体の60.5%を占めています。また、廃棄物の焼却に由来する非エネ起源CO₂は、全体の39.5%を占めています。

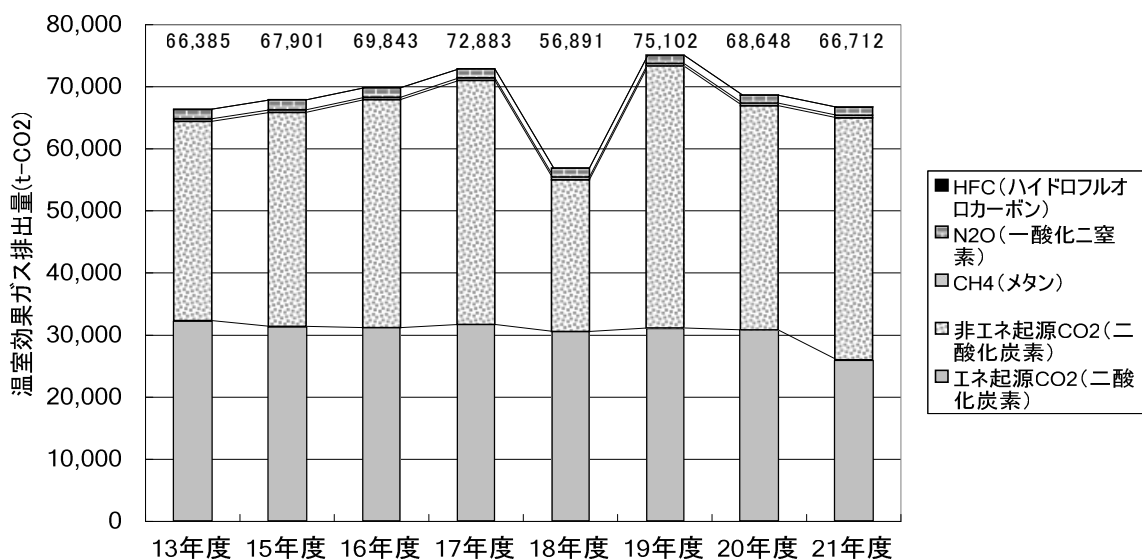


平成21年度のエネ起源・非エネ起源CO₂の排出割合

<参考>

過去の実行計画の取組による温室効果ガス排出量の推移を示します。

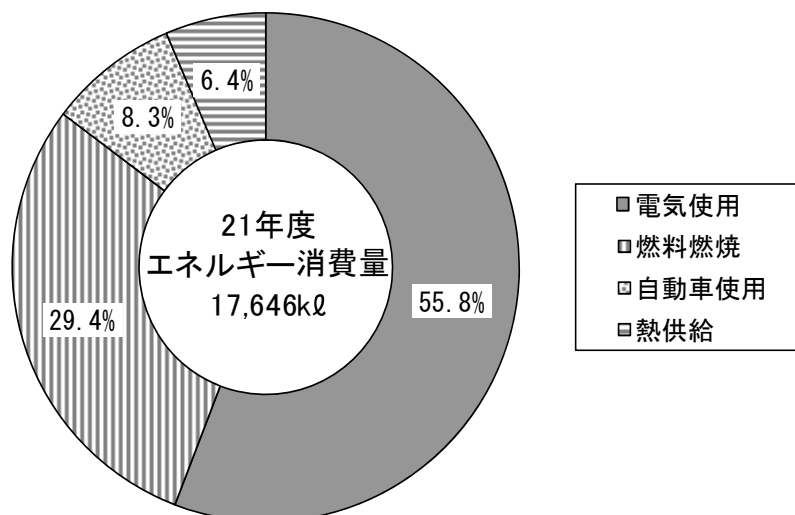
平成21年度の値が上図の値と異なるのは、対象施設及び対象ガスの違いによるものです。



温室効果ガス排出量の推移

2. エネルギーの消費状況

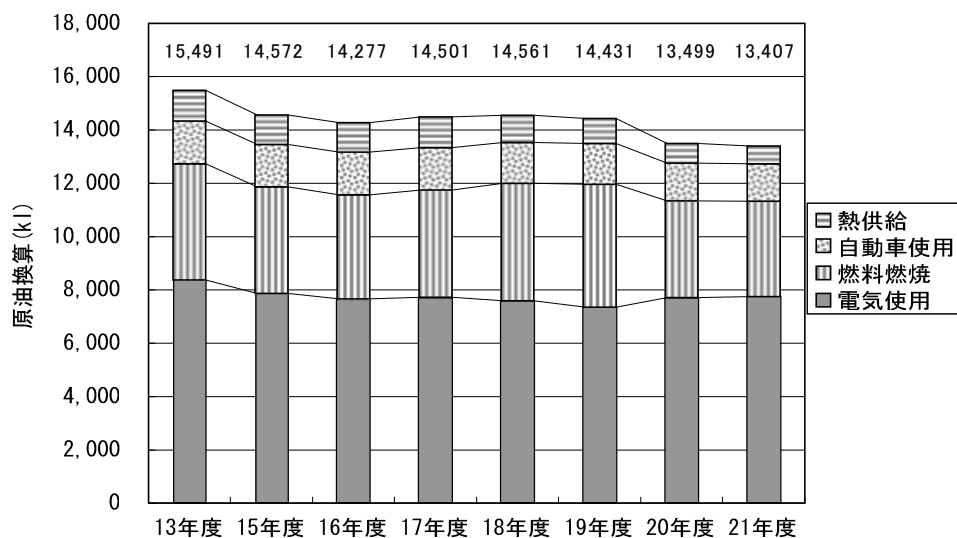
平成 21 年度の市役所の事務・事業におけるエネルギー消費量は 17,646kℓ（原油換算）となっています。エネルギー消費で最も多いものは電気使用であり、全体の 55.8%を占めています。以下、燃料燃焼の 29.4%、自動車使用の 8.3%、熱供給の 6.4%となっています。



平成 21 年度のエネルギー消費量割合（原油換算）

<参考>

過去の実行計画の取組によるエネルギー消費量（原油換算）の推移を示します。平成 21 年度の値が上図の値と異なるのは、対象施設の違いによるものです。



エネルギー消費量の推移

第3章 削減目標 (Plan)

温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を削減するための目標値を示します。

1. CO₂ 排出量の削減目標

エネ起源 CO₂ 及び非エネ起源の CO₂ の総排出量の削減目標は次のとおりとします。

平成 26 年度までに、市役所全施設の事務・事業におけるエネ起源 CO₂ 及び非エネ起源の CO₂ の総排出量を 21 年度比 18%削減します。

目標の設定に当たっては、次項に示す各部のエネルギー削減目標及び苫小牧市廃プラスチック類資源化実施計画書（平成 19 年 11 月）における廃プラスチック類資源回収量の予測をもとに設定しました。

2. エネルギー消費量の削減目標 (各部)

エネ起源 CO₂ を削減するために、各部におけるエネルギー（原油換算）削減目標を次のとおりエネルギー消費原単位で設定します。 ※作成当初

部	エネルギー消費原単位	目標※(平成21年度比)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総務部	延床面積あたり	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
市民生活部	〃	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
環境衛生部	〃	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
保健福祉部	〃	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
産業経済部	〃	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
都市建設部	〃	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
市立病院	〃	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
交通部	〃	▲1%	▲2%	-	-	-
上下水道部	浄水量あたり（上水）	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
	総汚水流入量あたり（下水）	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
消防本部	延床面積あたり	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
学校教育部	〃	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%
スポーツ生涯学習部	〃	▲1%	▲2%	▲3%	▲4%	▲5%

※目標の設定に当たっては、省エネ法によりエネルギー消費原単位で対前年度比 1% 以上削減することを目標とするよう求められていることから、平成 22～26 年度の 5 年間で 5%削減するように設定しました。

<参考>基準年度（21年度）におけるエネルギー消費原単位の値

部	エネルギー消費原単位	基準年度（H21）
総務部	延床面積あたり	25.13 ℓ/m ²
市民生活部	〃	24.61 ℓ/m ²
環境衛生部	〃	15.03 ℓ/m ²
保健福祉部	〃	25.44 ℓ/m ²
産業経済部	〃	29.32 ℓ/m ²
都市建設部	〃	31.13 ℓ/m ²
市立病院	〃	77.06 ℓ/m ²
交通部	〃	24.52 ℓ/m ²
上下水道部	浄水量あたり（上水）	68.50 ℓ/千 m ³
	総汚水流入量あたり（下水）	85.78 ℓ/千 m ³
消防本部	延床面積あたり	48.98 ℓ/m ²
学校教育部	〃	17.17 ℓ/m ²
スポーツ生涯学習部	〃	35.25 ℓ/m ²

第4章 推進体制 (Do)

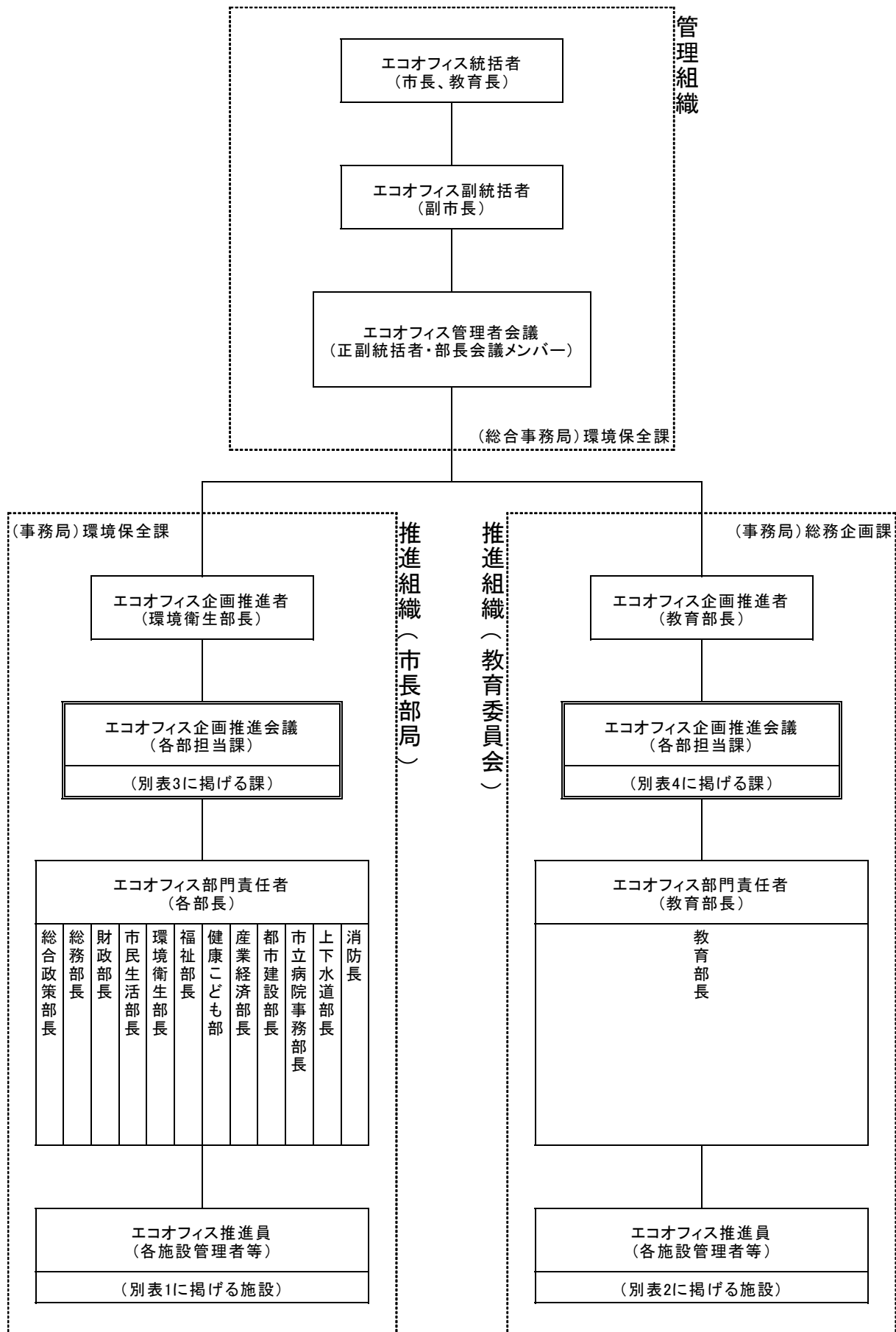
全体を統括する管理組織の下、市長部局及び教育委員会の2つの推進組織で本エコオフィスパランを推進します。

1. 管理組織

役職等	担当	職務
エコオフィス統括者	市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> 市役所全体のエコオフィスパランの推進を統括 省エネ法のエネルギー管理統括者の役職にあたる
エコオフィス副統括者	副市長	<ul style="list-style-type: none"> エコオフィス統括者を補佐
エコオフィス管理者会議	正副統括者 部長会議メンバー	<ul style="list-style-type: none"> 市役所全体の削減目標の達成及び継続的な改善に必要な措置を協議
総合事務局	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 管理組織の庶務を行う

2. 推進組織（市長部局、教育委員会）

役職等	担当	職務
エコオフィス企画推進者	環境衛生部長 教育部長	<ul style="list-style-type: none"> エコオフィス統括者を実務的に補佐 市長部局、教育委員会それぞれのエコオフィスパランの推進を統括 省エネ法のエネルギー管理企画推進者の役職にあたる ただし、それぞれの推進組織の中に省エネ法の有資格者がいる場合、エネルギー管理企画推進者を別に定めることができる
エコオフィス部門責任者	各部長	<ul style="list-style-type: none"> 各々が所管する施設全体のエコオフィスパランの推進を統括
エコオフィス担当課	各部担当課（別表3、別表4）	<ul style="list-style-type: none"> エコオフィス部門責任者を実務的に補佐
エコオフィス推進員	各施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 所管する施設のエコオフィスパランの推進を行う
エコオフィス企画推進会議	各部担当課（別表3、別表4）	<ul style="list-style-type: none"> 市長部局、教育委員会それぞれにおける削減目標の達成及び継続的な改善に必要な措置を協議
事務局	環境保全課 総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> 推進組織（市長部局、教育委員会）の庶務を行う



組織体制図

削減目標を達成するために、市では以下の項目に積極的に取り組みます。

なお、◎は削減に直接効果のある取組、○は機器・設備等の導入・改善、△は削減に間接的に効果のある取組を示しています。

1. 省エネルギー活動に関する取組

(1) 電力

- ◎ 昼休みの消灯を徹底します。
- ◎ 始業前や残業時には、不要な照明を消灯します。
- ◎ 未使用室の消灯を徹底します。
- ◎ 業務に無関係な個人用の電気製品を持ち込まない。
- ◎ OA 機器等でのスタンバイ・節電モードを利用します。
- ◎ OA 機器を長時間使用しない時は電源を切ります。
- ◎ 3 階程度の移動には、極力、階段を使用します。
- エネルギー消費効率の高い機器や設備の導入・更新を推進します。

(2) ガス

- ◎ お湯を流しっ放しにしない。
- ◎ ガスコンロでお湯を沸かすときは沸騰させすぎない。
- ◎ 湯沸し器の種火は使用時ごとに消火します。(使用時ごとの点火の徹底)

(3) ガソリン・軽油

- ◎ 公用自転車利用を推進します。
- ◎ エコドライブを推進します。
- 低公害車・低燃費低排出ガス車の購入・リースを推進します。

(4) 水

- ◎ 蛇口を開けすぎない。
- ◎ 水を流しっ放しにしない。
- 節水型衛生器具の導入を推進します。

(5) その他

- ◎ ウォームビズを推進し、暖房消費エネルギーの削減に努めます。
- ◎ 業務改善等を図ることにより、休日出勤及び時間外勤務の削減に努めます。

2. 物品の調達や使用に関する取組

(1) 用紙類

- △ 両面印刷や両面コピーを励行します。
- △ 裏面未使用紙の裏面利用を徹底します。
- △ 刊行物・通知文書・配布資料は、必要最小限の部数を作成します。

- △ 原稿の内容をよく確認してから、コピーやプリントアウトをします。
- △ 印刷レイアウトを工夫し、使用枚数を減らします。
- △ 使用済み封筒等を再利用します。
- △ 積極的な電子メールや電子データ利用により、使用枚数を減らします。

(2) その他

- △ 長期使用可能な製品を購入し、長期使用します。
- △ グリーン購入を推進します。

3. 廃棄に関する取組

- ◎ ごみの分別を徹底します。
- ◎ 上質古紙・割箸・廃食油の分別回収に努めます。
- ◎ ごみの排出抑制・減量化・リサイクルの啓発普及事業を推進します。

4. 建築物の建築、管理等に関する取組

- △ 敷地内緑化を推進します。
- △ 緑地等を適正に維持管理します。
- △ 設計・施工に際しては、公共工事配慮指針により取り組みます。
- ◎ 庁舎等における暖房時設定温度（原則 20℃）及び暖房時間を適正に管理します。
- ◎ 適切な点検等により、漏電・漏水の防止を徹底します。
- 施設の新築、改築時には環境への負荷低減に配慮します。
- 省エネルギー型設備の導入を推進します。
- 未利用エネルギーの導入を検討します。
- 蓄熱システムの導入を推進します。
- コージェネレーションシステムの導入を推進します。
- 廃熱利用や断熱向上等、設備の改善を行います。
- ESCO 事業者等によるエネルギー効率改善について検討します。
- エネルギーの融通によるエネルギーの面的利用について検討します。

5. 職員が業務以外で率先して行う取組

- △ エコ通勤を推進します。
- △ エコバックの利用を推進します。

6. 市民への啓発に関する取組

- △ 広報誌やホームページより環境関連情報を提供します。
- △ 各種イベント等により情報提供及び環境教育を実践します。
- △ 省エネルギー・省資源についての啓発普及事業を推進します。

管理標準とは、施設におけるエネルギー消費量を最小に抑えられるよう、機器設備の運用方法を定めた「省エネ手順書」です。省エネ法第5条に基づく「判断の基準」により、指定管理者制度導入施設を含めた全ての公共施設において管理標準を作成し、エネルギー管理を徹底していきます。

1. 管理標準の作成

エコオフィス推進員は、施設ごとにエネルギー使用機器・設備の洗い出しを行い、①運転管理、②計測記録、③保守点検の区分に沿って、管理のための設定値や測定頻度等を規定した管理標準を作成します。作成に当たっては、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年度経済産業省告示第66号）を参考にします。

2. 管理標準の実行

エコオフィス推進員は、管理標準に従って機器・設備の運転及び必要な計測・記録等を行います。

3. 施設内周知

エコオフィス推進員は、目標達成に向け、施設内の職員等に周知が必要な事項について、施設内での掲示や回覧、電子掲示板等により周知します。

4. 管理標準の見直し

エコオフィス推進員は、管理標準の内容を少なくとも年1回精査し、変更の必要を生じた時は内容を改訂します。

1. エネルギー使用量の調査 (毎月)

エコオフィス推進員は、各施設におけるエネルギー使用量を調査し、その結果を「見える化」し、各施設の職員等に、施設内での掲示や回覧、電子掲示板等により周知します。

2. 温室効果ガス排出量およびエネルギー使用量の報告 (4月)

- (1) エコオフィス推進員は、各施設における年間の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を集計し、エコオフィス部門責任者に報告します。
- (2) エコオフィス部門責任者は、所管施設における年間の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を集計し、所管する事務局に報告します。

3. 目標達成状況の評価と改善措置 (5月)

- (1) エコオフィス部門責任者は、部別の削減目標の達成状況を評価し、目標の達成度合いに応じて必要な改善策を作成し、所管する事務局に報告します。
- (2) 総合事務局は、全体の削減目標の達成状況を評価し、目標の達成度合いに応じて必要な改善策を作成します。

1. エコオフィス企画推進会議 (6月)

- (1) 市長部局、教育委員会の各エコオフィス企画推進者は、所管する推進組織のエコオフィス企画推進会議を招集します。
- (2) エコオフィス企画推進会議では、削減目標の点検・評価結果に関する情報をふまえ、削減目標の達成及び継続的な改善に必要な改善策を協議します。
- (3) 総合事務局は、市長部局及び教育委員会それぞれのエコオフィス企画推進会議での協議結果をふまえて、全体改善策を作成します。

2. エコオフィス管理者会議 (7月)

- (1) エコオフィス統括者は、エコオフィス管理者会議を招集します。
- (2) エコオフィス管理者会議では、削減目標の点検・評価結果に関する情報をふまえ、全体改善策の内容を協議のうえ承認します。

3. 各部による対策実施・予算化

エコオフィス部門責任者は、エコオフィス管理者会議で承認された改善策を実施するとともに、別途費用がかかるものについては、必要な予算計上を行います。

4. 取組状況の調査

市長部局、教育委員会の各事務局は、目標未達成となった部の所管施設に対し、管理標準の内容及び取組状況等を確認するための立入調査ができるものとし、ます。

5. エコオフィスプランの見直し

エコオフィス統括者は、本エコオフィスプランに変更の必要を認めたときは、内容を改訂します。

別表1 市長部局の対象施設(●は指定管理者制度導入施設)

部	エコオフィス推進員	施設
総合政策部	スポーツ推進室 室長	<ul style="list-style-type: none"> ● 苫小牧市総合体育館 ● 苫小牧市川沿公園体育館 ● 苫小牧市日吉体育館 ● 苫小牧市ときわスケートセンター ● 苫小牧市ハイランドスポーツセンター ● 苫小牧市白鳥アリーナ ● 苫小牧市沼ノ端スケートセンター ● 苫小牧市サイクリングターミナル ● 苫小牧市屋内ゲートボール場 ● 苫小牧市日新温水プール ● 苫小牧市営清水野球場 ● 苫小牧市営緑ヶ丘野球場 ● 苫小牧市営少年野球場 苫小牧市緑ヶ丘公園陸上競技場 ● 苫小牧市緑ヶ丘公園庭球場 ● 苫小牧市緑ヶ丘公園サッカー場 (兼ラグビー場) ● 苫小牧市沼ノ端スポーツセンター
総務部	総務課 課長	<ul style="list-style-type: none"> 苫小牧市本庁舎 苫小牧市第2庁舎
	給与厚生課 課長	苫小牧市職員会館
市民生活部	市民生活課 課長	<ul style="list-style-type: none"> ● 苫小牧市民会館 ● 苫小牧市沼ノ端コミュニティセンター ● 苫小牧市のぞみコミュニティセンター ● 苫小牧市住吉コミュニティセンター ● 苫小牧市豊川コミュニティセンター ● 苫小牧市植苗ファミリーセンター
	安全安心生活課 課長	● 交通安全センター
	勇払出張所 所長	苫小牧市勇払出張所
	減量対策課 課長	資源化センター
環境衛生部	清掃事業課 課長	沼ノ端清掃事務所 浄化槽、汚泥・雑排水・し尿投入槽 (西町下水処理センター内)
	施設管理課 課長	沼ノ端クリーンセンター 苫小牧市糸井清掃センター
	環境生活課 課長	<ul style="list-style-type: none"> ● 苫小牧市高丘霊葬場 苫小牧市動物火葬場
	環境保全課 課長	苫小牧市市役所大気汚染測定局
		苫小牧市双葉大気汚染測定局
苫小牧市勇払大気汚染測定局		
苫小牧市沼ノ端公園大気汚染測定局		
苫小牧市明野公園大気汚染測定局		
苫小牧市糸井大気汚染測定局		
苫小牧市沼ノ端航空機騒音測定局		
苫小牧市沼ノ端東航空機騒音測定局		
苫小牧市琥珀荘航空機騒音測定局		
苫小牧市丹治沼航空機騒音測定局		
苫小牧市植苗会館航空機騒音測定局		

部	エコオフィス推進員	施設
福祉部	心身障害者福祉館長センター	苫小牧市心身障害者福祉センター 本館 苫小牧市心身障害者福祉センター 別館
	高齢者福祉センター	苫小牧市教育・福祉センター
	社会福祉課 課長	苫小牧市生活館 ● 苫小牧市市民活動センター
健康こども部	健康支援課 課長	● 苫小牧市保健センター ● 苫小牧市夜間・休日急病センター
	こども育成課 課長	苫小牧市立ひまわり保育園 苫小牧市立はまなす保育園 苫小牧市立みその保育園 苫小牧市立しみず保育園 苫小牧市立やまて保育園 苫小牧市立いとい北保育園
	青少年課 課長	苫小牧市住吉児童センター ● 苫小牧市大成児童センター 苫小牧市日新児童センター 苫小牧市沼ノ端児童センター 苫小牧市あさひ児童センター 苫小牧市錦岡児童センター
産業経済部	商業観光課 課長	苫小牧駅前プラザegao (6階部分) 苫小牧経済センタービル
	観光主幹	樽前七合目ヒュッテ ● モーラップ樽前荘 産業経済部商業観光課倉庫 (2箇所) ● 苫小牧市ウトナイ交流センター
	農業水産課 課長	● 樽前交流センター
	工業労政課 課長	● 苫小牧市労働福祉センター
	テクノセンター 館長	苫小牧市テクノセンター
	公設地方卸売市場	苫小牧市公設地方卸売市場水産物部 苫小牧市公設地方卸売市場青果部
都市建設部	緑地公園課 課長	街区公園 (計255箇所) 近隣公園 (計34箇所) ● 川浴公園 ● 北光町未来の森公園 明野北公園 ● 北星公園 ● 拓勇公園 ● 日の出公園 ● 錦大沼公園 ● 市民文化公園 ● 緑ヶ丘公園 ● 緑ヶ丘公園展望台 ● 錦大沼公園アルテン (レストハウス) ● サンガーデン
	道路維持課 副主幹	道路管理事務所 苫小牧駅自由通路 沼ノ端自由通路
市立病院	経営管理課 課長	苫小牧市立病院 苫小牧市立病院院内保育園 (どんぐり保育園)

部	エコオフィス推進員	施設
上下水道部	高丘浄水場 場長	苦小牧市高丘浄水場 苦小牧市高丘地下水取水場 苦小牧市勇振ポンプ場 苦小牧市幌内ポンプ場
	錦多峰浄水場 場長	錦多峰浄水場 錦多峰取水場
	水道管理課 課長	樽前緊急貯水庫 桜坂ポンプ場 桜坂高架水槽 植苗ポンプ場 スプリングス高丘ポンプ場 有珠の沢増圧ポンプ所 樽前増圧ポンプ所 別々増圧ポンプ所 日の出町公園水道機材貯蔵庫
	西町下水処理セ 所長 ンター	西町下水処理センター 糸井中継ポンプ場 錦岡中継ポンプ場 マンホール内ポンプ所 (計17箇所)
	高砂下水処理セ 所長 ンター	高砂下水処理センター 汐見町中継ポンプ場 幌内川中継ポンプ場 明野中継ポンプ場 マンホール内ポンプ所 (計8箇所)
	勇払下水処理セ 所長 ンター	勇払下水処理センター 沼ノ端中継ポンプ場 マンホール内ポンプ所 (計29箇所)
	下水道計画課 課長	マンホール内ポンプ所 (計12箇所)
	水道整備課 課長	配水コントロール
消防本部	消防署 署長	苦小牧市消防署
	消防署錦岡出張 所長 所	苦小牧市消防署錦岡出張所
	消防署新富出張 所長 所	苦小牧市消防署新富出張所
	消防署沼ノ端出 所長 張所	苦小牧市消防署沼ノ端出張所
	消防署住吉出張 所長 所	苦小牧市消防署住吉出張所
	消防署日新出張 所長 所	苦小牧市消防署日新出張所

別表2 教育委員会の対象施設（●は指定管理者制度導入施設）

部	エコオフィス推進員	施設
教育部	総務企画課 課長	苦小牧市立明野小学校 苦小牧市立泉野小学校 苦小牧市立糸井小学校 苦小牧市立植苗小中学校 苦小牧市立ウトナイ小学校 苦小牧市立清水小学校 苦小牧市立澄川小学校 苦小牧市立大成小学校 苦小牧市立拓進小学校 苦小牧市立拓勇小学校 苦小牧市立樽前小学校 苦小牧市立豊川小学校 苦小牧市立苦小牧西小学校 苦小牧市立錦岡小学校 苦小牧市立日新小学校 苦小牧市立沼ノ端小学校 苦小牧市立苦小牧東小学校 苦小牧市立北星小学校 苦小牧市立北光小学校 苦小牧市立美園小学校 苦小牧市立緑小学校 苦小牧市立明德小学校 苦小牧市立勇弘小学校 苦小牧市立若草小学校 苦小牧市立明野中学校 苦小牧市立開成中学校 苦小牧市立啓北中学校 苦小牧市立啓明中学校 苦小牧市立光洋中学校 苦小牧市立青翔中学校 苦小牧市立沼ノ端中学校 苦小牧市立苦小牧東中学校 苦小牧市立明倫中学校 苦小牧市立啓北中学校山なみ分校 苦小牧市立勇弘中学校 苦小牧市立凌雲中学校 苦小牧市立緑陵中学校 苦小牧市立和光中学校 苦小牧市立はなぞの幼稚園
	教育研究所 所長	苦小牧市教育センター
	第1学校給食共同調理場 場長	第1学校給食共同調理場
	第2学校給食共同調理場 場長	第2学校給食共同調理場
	勇弘公民館 館長	苦小牧市勇弘公民館
	美術博物館 館長	苦小牧市美術博物館及び埋蔵文化財調査センター 苦小牧市勇武津資料館
	科学センター 館長	苦小牧市科学センター
	生涯学習課 課長	●苦小牧市文化交流センター ●苦小牧市中央図書館 ●苦小牧市文化会館 苦小牧市勤労青少年ホーム

別表3 エコオフィス担当課(市長部局)

部	エコオフィス担当課
総合政策部	政策推進課
総務部	総務課
財政部	財政課
市民生活部	市民生活課
環境衛生部	環境生活課
福祉部	社会福祉課
健康子ども部	子ども育成課
産業経済部	企業立地課
都市建設部	緑地公園課
市立病院	経営管理課
上下水道部	水道整備課
消防本部	総務課

別表4 エコオフィス担当課(教育委員会)

部	エコオフィス担当課
教育部	総務企画課